

意見書

意見提出者

所属（会社名・団体名等）（※1）	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
氏名（※2）	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長 会田容弘
住所（※2）	東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F
連絡先	連絡担当者氏名：木村 孝 電話：03-5304-7511 e-mail：info@jaipa.or.jp

※1 個人の場合は「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

意見提出フォーマット

該当箇所	御意見
<p>第15条第1項第1号関係脚注 （※4）特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者（特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。</p> <p>この場合には、当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするためのものではないため、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される。</p>	<p>発信者に関する事項の照会が個々の通信に関連するものであるかは実質的に判断する必要があり、多くの電気通信事業者の実務でも、電話番号などを入手した経緯を確認し、個々の通信と関係がないことを確認したうえで照会に応じています。ガイドライン本文において「もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である。」としているのも、そのような趣旨のものとして理解しています。</p> <p>そもそも発信者情報開示制度は個々の通信の発信者を探知するための制度であり、一連で行われる弁護士会照会もまた、特定の通信の発信者を探知する目的で行われるものですから、発信者情報開示制度で入手した電話番号による契約者情報の照会を形式的に当てはめて、個々の通信とは無関係と断定してしまうことは、妥当ではないように思われます。</p> <p>手続的にも、ここで「個々の通信とは無関係」との理由で弁護士会照会への回答を許容してしまう場合、弁護士会照会には、プロバイダ責任制限法に基づく開示請求と違って発信者への意見照会の制度もないため、コンテンツプロバイダからの電話番号の開示において権利侵害の明白性を確認しなかった</p>

場合や、発信者への意見照会ができていなかった場合などに、発信者の主張が十分なされないまま住所氏名の開示が行われてしまう可能性があります。発信者情報開示請求制度によれば抗弁が主張できるような事例では、発信者の権利が大きく後退することになります。

また、何が通信の秘密にあたるかは利用者（発信者）の立場で判断すべきですし、電気通信事業法は誰に対しても通信の秘密保護を義務付けており、当該通信を扱っている電気通信事業者だけを対象にしているわけではありませんので、仮に「当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするものではない」としても、電話会社がこのような設例で弁護士会照会に応じることは、元々の権利侵害情報の投稿通信との関係で、なお発信者の通信の秘密を明らかにする行為にあたると思われる。

よって、改正案の注釈において「通信の秘密を侵害するものではない」とすることには強い懸念がありますので、再考をお願いします。